

支援のための連携に関する検討会の検討状況と今後の予定について

(1) 開催状況

第1回(合同会議 平成18年4月12日(水)14時~16時)

議題:「経済的支援に関する検討会の開催状況について(第1回)」に同じ

第2回(平成18年5月17日(水)15時~17時)

議題:論点整理等、今後のスケジュール 等

第3回(合同会議 平成18年6月30日(金)15時~18時)

議題:「経済的支援に関する検討会の開催状況について(第4回)」に同じ

第4回(平成18年7月24日(月)13時~15時)

議題:行政からのヒアリング(現行の取組について)、海外調査の実施 等
(ヒアリング事項及び説明者)

- ・ 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて
: 廣田耕一 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室長
- ・ 日本司法支援センターを核とした総合法律支援構想について
: 井上 宏 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
- ・ 学校及び教育委員会等を核としたネットワークについて
: 坪田眞明 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
- ・ 児童虐待・DVに関する各ネットワークについて
: 川鍋慎一 厚生労働省雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室長補佐
薬師寺順子 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子家庭等自立支援室
女性保護専門官

第5回(平成18年8月7日(月)13時~15時)

議題:有識者からのヒアリング(連携を強化する「仕組み」について)、連携調査の実施、今後の検討の進め方 等

(ヒアリング事項及び説明者)

- ・ 杉並区の取組状況について
: 和田義広 杉並区区民生活部参事
- ・ 連携を強化するための支援者の養成について
: 照山美知子 いばらき被害者支援センター事務局長
- ・ コーディネーター・専門的チームについて
: 川崎政宏 NPO 法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ 理事長
- ・ アドヴォカシー制度について
: 井上摩耶子 ウィメンズカウンセリング京都代表

第6回（平成18年11月2日（木）15時～18時）

「民間団体への援助に関する検討会」との合同会議

議題：関連調査の結果、民間団体の現状と問題点、連携の現状と問題点 等

第7回（平成18年12月11日（月）13時～15時）

議題：連携調査について（結果報告）、更なるネットワークの構築（既存のネットワークの拡充、連携強化方策） 等

（2）今後の予定

第8回（平成19年1月）

議題：支援者・コーディネーターの育成方策 等

第9回（3月）

議題：ワンストップサービス（相談の一元的な受付・対応場所）化 等

第10回（5月）

議題：中間報告（案） 等

**どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を
途切れることなく受けることのできる体制作りのための提言案について
(事務局案)**

前回会合において、「連携の現状と問題点」について、「更なるネットワークの構築のためには、支援を行う際の留意点、関係機関・団体の役割、支援内容、連絡先等の関係機関・団体への周知や、関係機関・団体へ伝達すべき情報に関する指針の提示といった、実務者レベルでの連携を促すための方策を検討する必要がある。」との合意を得たことを踏まえ、提言案(事務局案)をまとめた。

なお、次回以降も、民間団体で支援を行う者やコーディネーター等の育成等、第2回会合で整理したそれぞれの検討事項について、提言案(事務局案)を提示し、順次検討を行ったうえ、全体としての中間とりまとめを行う予定としている。

提言(案)

犯罪等によって、犯罪被害者等は圧倒的な無力感と孤立感を経験させられ、人間社会全体に対する深い不信感を植え付けられてしまう。また、犯罪等によって絶望の淵に突き落とされたにもかかわらず、誰かがそこから引き揚げてくれるわけでもなく、自らが這い上がろうと努力しなければ、被害回復は望めない。更に、日常的に繰り返されている二次的被害が被害回復過程を複雑化させ、長期化させる要因の一つとなっている。

「途切れない支援」は、被害回復を促進するという点において大変重要な施策であるが、その中に二次的被害が含まれていれば、新たな施策の価値が台無しになる。犯罪被害者等の声に耳を傾けると、犯罪等による被害よりも、むしろ被害回復過程の中で経験する二次的被害の方が犯罪被害者等の心に深刻な影響を及ぼしているように聞こえてならない。職業的に犯罪被害者等に接する者は、二次的被害を発生させても、反省し、その経験を次の機会に生かして行けば済むが、犯罪被害者等にとっては、一回の二次的被害で一生傷つく記憶を抱かされるのである。

このように、二次的被害の低減は、国、地方公共団体及び民間支援団体はもちろん、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体全体で真摯に取り組まなければならない重要課題である。「途切れない支援」を実現するためには、関係機関・団体の連携を一層強化していかなければならないが、その方策を考えるに当たっては、二次的被害の防止に特に配慮する必要がある。

1. 「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」の作成

(1) 基礎的自治体レベルにおける「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」の作成・備付け

既に、警察を中心とするネットワークは、支援のために必要な関係機関・団体を網羅した総合的な支援ネットワークとなっており、定期的な情報交換の実施や手引書の作成を行うなど、実務者レベルでの連携に向けた取組も行われている。しかし、実際の連携の状況を見ると、連携実績自体が少なく、実際のニーズに十分に応えているとは思われない上、各機関・団体が犯罪被害者等に提供する情報や、関係機関・団体へ伝達する犯罪被害者等に関する情報等について、各機関・団体の取組に大きな差があり、関係機関・団体相互の役割分担や連携方法等について認識の共有が図られておらず、有機的な連携が行われているとは言い難い状況が見られる。支援のための連携を拡充・強化し、顔の見える連携を構築するためには、犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体、特に一番身近な基礎的自治体レベルの関係機関・団体において、支援や連携のために必要な知識を広く共有する必要がある。

そこで、警察署単位で設置されている「被害者支援地域ネットワーク」などの既存のネットワークが中心となり、基礎的自治体である市町村単位で、犯罪被害者等の支援を行う際の留意点、当該地域に存する全ての関係機関・団体の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、広く支援に必要と思われる関係機関・団体に備付け、その活用を図る必要がある。

(2) 都道府県レベルにおける「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・備付け

犯罪被害者等の属する地域は大小様々であるから、適切な支援を行うためには、地域をまたぐ支援への対応が必要となる場合が想定される。

そこで、都道府県単位で設置されている「被害者支援連絡協議会」などの既存のネットワークが中心となり、前記基礎的自治体レベルのハンドブックを踏まえ、主要な関係機関・団体に関する「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、広く地域をまたぐ支援に必要と思われる関係機関・団体に備付け、その活用を図る必要がある。

(3) 前記基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおける取組に対する国の援助

どの機関・団体を起点としても必要な支援が受けられるような体制を整備するためには、前記各ハンドブックについて、全国標準の内容を確保する必要がある。

そこで、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（仮称）」を作成するなど、基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおける前記ハンドブック作成に必要な援助を行う。

(4) モデル案の内容

前記ハンドブックには、以下の内容等が盛り込まれるべきである。

支援に携わる者が保持すべき倫理、対応に当たっての留意事項

- ・ 犯罪被害者全般に共通すること
- ・ 家族・遺族に関すること
- ・ 性犯罪被害者に関すること
- ・ DV被害者に関すること
- ・ ストーカー被害者に関すること
- ・ 児童虐待被害者に関すること

犯罪被害者等に提供すべき情報

- ・ 紹介先機関・団体が提供する支援内容(支援に係る費用の有無を含む。)

- ・ 紹介先機関・団体の担当部署及びその連絡先

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報

- ・ 被害の原因となった犯罪の概要
- ・ これまで対応した機関・団体とその支援内容の履歴
- ・ 紹介元機関・団体における支援内容
- ・ 支援における留意点と所見
- ・ 犯罪被害者等の要望

関係機関・団体の概要、犯罪被害者等支援関連業務の内容、住所、連絡先の一覧

(5) 作成・運用上の留意点

ハンドブックの作成・運用に当たっては、以下の点に留意すべきである。

地域の実情、被害の原因となった犯罪の種類、被害の深刻さの程度など、犯罪被害者等の置かれた状況に応じた適切な支援が図られるよう、それぞれの区別に配慮した内容とすべきである。

掲載されている情報に変更が生じた場合には、速やかに関係機関・団体に周知するとともに、ハンドブックの更新を行うなどして、ハンドブックに掲載される情報の正確性を確保すべきである。

(6) 地域住民・国民に対する周知

前記ハンドブック・同モデル案については、インターネット等により、それぞれ地域住民・国民一般向けに情報を提供し、その内容を広く周知する。

2. 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドラインの作成〔1.(4) 関係〕

犯罪被害者等は、関係機関・団体に支援を求めるたびに何度も被害に関

する説明をしなければならず、そのことによって二次的被害を受けるといった指摘があり、連携調査においても、犯罪被害者等からの要望として、「被害の説明を何度もしたくない」が挙げられている。また、犯罪被害者等の紹介に際して紹介元機関・団体から提供される犯罪被害者等に関する情報と、今後提供を望む犯罪被害者等に関する情報に差が見られる。

一方で、犯罪被害者等の情報は、個人情報保護の要請が非常に強く、また、伝達すべき情報の内容も、正確性が確保されるものに限定しないと、かえってその後の支援の妨げとなるという問題もある。

そこで、いわゆる個人情報保護法に基づき、犯罪被害者等に関する情報の利用目的を明示し、犯罪被害者等の同意を得た上、関係機関・団体間において共有すべき犯罪被害者等に関する情報の内容について全国的に標準化するため、関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドラインを作成するとともに、全国統一的な様式を定める必要がある。

3. いわゆる「犯罪被害者カード」の作成〔1.(4) 関係〕

犯罪被害者等からは、「支援を求めるたびに、その都度、自らの被害について説明しなければならないのは、つらい作業である。犯罪被害者カードを作成して、それを窓口で見せれば、被害についての説明を行うことなしに、支援を受けられるようにしてほしい。」といった要望がある。

そこで、犯罪被害者等の同意に基づき、前記2.において定める全国統一な様式を謄写して交付することをもって、いわゆる犯罪被害者カードに代えることができるものとする。

4. 支援に携わる者の倫理綱領の作成〔1.(4) 関係〕

これまで支援に携わる者が留意すべき倫理基準については、機関・団体ごとに、あるいは実務者ごとに、それぞれ実際の支援の結果から得られた経験に基づくことが多く、地域や機関・団体、あるいは実務者ごとによって犯罪被害者等への対応が異なることがしばしば見られた。

海外においては、犯罪被害者等支援が草の根で開始されたことから、全体として、支援機関・団体ごと、あるいは実務者ごとによって、支援の内容や質が異なるという問題に対処するため、アメリカにおいては、支援に携わる者の資格認定制度を導入し、イギリスにおいては、全国職業水準に基づいた統一な研修を実施するなどして、併せて、支援に携わる者にとっての倫理基準についても定めている。

そこで、我が国においても、支援に携わる者の研修等の在り方を踏まえ、支援に携わる者が満たすべき倫理綱領を作成する必要がある。